



# 当別町図書館に関する陳情書

2020年（令和2）3月23日

特定非営利活動法人ゆめの種子トーペッ

2020年（令和2）3月23日

当別町教育委員会教育長 本庄 幸賢 様

## 当別町図書館に関する陳情書

陳情者 石狩郡当別町樺戸町106番地21

特定非営利活動法人ゆめの種子トーペッ

理事長 堀江 三千代

### 陳情趣旨

去る3月17日、当別町議会定例会において当別町図書館条例案が審議され可決成立し、4月1日に施行される運びとなりました。

このことについて私たち法人は昨年12月10日付で、貴教育委員会宛て「要望書」を提出しました。これに対して本年2月7日付で回答をいただいているところですが、残念ながら満足いく内容ではありませんでした。

また私たちの要望書は、近々、制定されるであろう図書館条例にかかわるものであり、当然、教育委員会の定例会において、正式議題として審議される性質のものであるにも拘わらず、そこでの議論を経ることなく回答されたものであることが、今議会での議論であきらかになりました。

こういった取り扱いは、当別町教育委員会会議規則（規則第1号）及び事務委任等規則（規則第8号）、延いては地方教育行政の組織及び運営に関する法律（法律第162号）にも反するものであり、決して黙認することはできません。

については、今後条例により設置される図書館において、図書館法（以下、「法」）に定められた「図書館奉仕」（法第3条）の内容が、広く地域住民に対して保障されるよう、改めて、貴教育委員会に対し、当別町教育委員会会議規則により以下の項目について陳情します。

### 陳情事項

1. 制定された条例には、図書館協議会が定められていません。図書館協議会は、法第14条第2項において「図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」であるとされています。回答にあるように、「当別町社会教育委員会がその役割を担って」いくとする根拠が全く示されていないばかりでなく、図書館協議会の重みを考えない結論です。

この町において図書館設置運動を続けてきた私たちとしては、図書館奉仕について、専門的な立場で館長に対し意見を述べる機関として、図書館協議会は欠かすことができないと考えます。できるだけ早期に条例を改正して、条例本文の中に図書館協議会を位置づけるよう再度、陳情します。

2. 図書館の職員については、知識・経験、資格のある館長及び司書を配置するようにしてください。

2月19日の教育委員会定例会での議論及び今議会での議論からは、条例により設置される当別町図書館を、道内の最低レベルの公立図書館に水準を合わせよう、とする教育委員会の意

図がにじみ出ています。とくに図書館スタッフの位置づけに、それが顕著に表れています。

国の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第172号）では、館長はその職責に鑑みて、図書館奉仕に必要な知識、経験があり、司書となる資格を有する者を任命することが望ましいとされています。今回予定されている館長人事はどの要件も満たさず、しかも兼務発令とのことであり、公立図書館開設の重要性を認識しているとは思われません。再考するよう陳情します。

また司書については、開館当初から地域住民のために図書館機能を十分果たすため、他の公立図書館での勤務経験が豊富な図書館司書の有資格者を最低1名は採用、任命するよう再度、陳情します。

3. 新聞報道や今議会の中で、現図書室内部の改修工事費が当初予算に計上されていることを知りました。私たちは、バリアフリー化や照明新設などまで否定しませんが、基本的に学習交流センター内部の改修工事を望むものではありません。

このたび図書館として使用する老朽化した施設に、税金を投入することほど無駄なものはありません。現図書室スペースや会議室、歴史資料室、物品庫といった既存の部屋割り、間仕切りを活かしつつ図書館を開設すること、これが大前提です。

職員体制とともに、図書館資料の充実は図書館の「要」であると考えます。上記のことを考慮に入れ改修工事費を極力抑える一方で、その予算を、図書館の基本図書や歴史資料等など公立図書館として欠かすことの出来ない資料の購入など、資料収集費に振り向けるよう陳情します。

#### ※参考 図書館法（昭和25年法律第118号）

##### （図書館奉仕）

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 地方資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。